

# 第 53 回

## 大阪市都市景観委員会

### 議 事 録

日	時	平成 2 9 年 9 月 2 6 日 (火)
		午前 1 0 時 0 0 分
場	所	大阪市役所 地下 1 階 第 1 1 共通会議室

大阪市都市景観委員会（第53回）

1. 開催日時 平成29年9月26日（火）午前10時00分～午後11時17分

2. 開催場所 大阪市役所 地下1階 第11共通会議室

3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

委員長 橋 爪 紳 也

委員長代理 嘉 名 光 市

委員 阿 部 昌 樹

岡 田 昌 彰

中 嶋 節 子

長 町 志 穂

橋 寺 知 子

山 納 洋

(2) 府 側 川 端 建築指導室建築企画課長

(3) 市 側 宮 本 建設局管財担当部長

渡 瀬 建設局企画部長

西 川 建設局公園緑化部長

上 村 都市整備局企画部長

美 濃 出 港湾局営業推進室長

植 木 文化財保護課長

事務局（都市計画局） 川 田 都市計画局長

寺 本 計画部長

泉 計画部都市景観担当課長

松 崎 計画部都市景観担当課長代理

柿 木 計画部都市計画課 担当係長

大 中 計画部都市計画課 担当係員

越 井 計画部都市計画課 担当係員

4. 会議次第

1 開 会

## 2 議 題

- (1) 都市景観委員会及び部会の運営要綱について
- (2) 新たな景観施策の施行に向けた手続について
- (3) 都市景観資源の登録候補（案）について
- (4) その他

## 3 閉 会

### [配付資料]

#### 議題（1）関係

- ・資料1 大阪市都市景観委員会運営要綱（案）新旧対照表  
大阪市都市景観委員会傍聴要領（案）新旧対照表
- ・資料2 都市景観資源検討部会運営要綱（案）新旧対照表
- ・資料3 デザイン部会運営要綱（案）
- ・資料4 景観形成推進方策検討部会運営要綱（案）

#### 議題（2）関係

- ・資料5 新たな景観施策の施行に向けた今後の予定

#### 議題（3）関係

- ・資料6 西成区の都市景観資源の審議結果について（※）
- ・資料7 東住吉区の都市景観資源の審議結果について（※）

#### 議題（4）関係

- ・資料8 各部会の今後の予定について

（※）委員限り資料

## 5. 議事の概要

### ○事務局（松崎）

それでは定刻が参りましたので、ただいまより第53回都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局計画部都市景観担当課長代理の松崎でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定し、審議の

妨げにならないよう、ご協力をお願いいたします。

本日の都市景観委員会につきましては、委員11名中8名の方にご出席いただいております。大阪大学の加賀委員、大阪府立大学の加我委員、近畿大学の松岡委員につきましては、本日は都合が合わず欠席となっております。

また、前回、前々回の委員会でご出席いただいた委員の皆様につきましては、事務局のほうよりご紹介させていただきましたが、7月の人事異動に伴いまして事務局のほうに移動がございましたので、改めてご紹介させていただきます。

大阪市都市計画局計画部計画部長、寺本讓でございます。

○事務局（寺本）

寺本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松崎）

それでは本委員会の開会に当たりまして、都市計画局長、川田より一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○事務局（川田）

おはようございます。10月1日から新しい景観計画及び都市景観条例、屋外広告物条例が施行され、新しい計画がいよいよ本格実施ということで、我々も気を引き締めていかなければと思っております。今回は、それに関連するいろんな要綱の改正について後ほどご説明させていただきます。

話は変わりますが、昨日2025年の日本万博、大阪・関西開催の計画書をBIEのほうに提出されて、いよいよ来年の秋の開催国決定に向けて競争の火ぶたが切られます。2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2021年のワールドマスターズ、そして2025年の大阪万博という国際的なイベントが非常に増えていることや、9月の中旬には訪日の外国人観光客が2,000万人を突破しており、これは昨年より一月半ぐらい早く突破しているということで、海外の方が大阪にも来られる機会が非常に多くなってくるのかと思っています。

そういう意味で、この10月から施行する景観計画をうまく運用しながら海外の方が来られたときも大阪の景観はなかなか良いものだという印象をもってもらえるようにと思っております。なかなか景観というのは定量的な基準だけでなく、定性的な基準もたくさんありますので、事務局である我々行政側も努力していくわけですが、この委員会の中でも景観の大切さとか、それを市民の方や事業者の方にどのように伝え、自主的にみんな

で良い景観づくりをしていこうという気を盛り上げていくのかなという、それも合わせてこれからいろんな部会の中でもご議論いただくとありがたいなと思っております。景観形成推進方策検討部会では眺望景観や夜間景観といった新しいご検討もしていただくことになっておりますので、大阪に来られるいろんな方に対して景観づくりの大切さを分かっていただいて、大阪の景観に良い印象をもっていただけるように、訴求力のあるような景観の形成の方針がさらに高まると非常にありがたいなと思っております。冒頭になりましたがご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（松崎）

ありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、議事に入ります前に配付資料のご確認をお願いいたします。お手元の資料の一番上に議事次第を置かせていただいております。次に出席者リスト、配席図となっております、以降資料が続いております。

まず議題（１）関係でございますが、ホッチキス止めをしておりますA3の資料とA4の資料がまざっておりますが、こちらは資料1から資料4をホッチキス止めにしたものでございます。

次に議題（２）関係としまして、資料5、A4、1枚ものでございます。

次に議題（３）関係としまして、資料6のホッチキスで束になったもの、西成区の都市景観資源の審議結果についてというものと、同じく資料7で東住吉区の都市景観資源の審議結果についてでございます。

続きまして議題（４）関係としまして、資料8各部会の今後の予定についてというものが5枚ほど資料としてつづっております。

そのほか、委員の皆様のところには卓上資料としまして、都市景観委員会資料綴り（平成29年度版）という水色のファイルを置かせていただいております。

なお、資料6、資料7につきましては、都市景観資源の登録前の情報となりますので、今回は委員限り資料としてお配りさせていただいております。

以上でございます。不足等ございましたら、事務局のほうにお申しつけください。大丈夫でしょうか。

それではこれからの議事進行につきましては、橋爪委員長のほうにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○橋爪委員長

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

本日は議題3件ございます。その前に、本委員会に関しましては運営要綱3の(3)に基づきまして議事録の署名いただく委員の方を指名してお願いすることになっております。今回は、橋寺委員と山納委員のお二人に名簿の順番ということでお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それではまず、議題の(1)都市景観委員会及び部会の運営要綱についてということでございます。事務局より説明お願いいたします。

○事務局(泉)

都市景観担当課長、泉でございます。よろしく申し上げます。

それではまず、議題1、都市景観委員会及び部会の運営要綱につきまして説明させていただきます。

まず、お手元の資料1、A3、両面1枚ものの資料をご覧ください。

こちらは、都市景観委員会運営要綱の新旧対照表でございます。現行要綱から削除した部分を下線部に傍線を、改正した部分を太字にしております。

主な修正点につきましては、3月に改正した都市景観規則の条文の見直しに伴う条ずれの反映と、他の類似要綱などとの整合のための文言整理でございます。

資料の左側の第2条の条文(案)の冒頭でございますように、会議の公開については、「委員会の会議は、原則として、これを公開とする。ただし、委員長が、または部会に当たっては部会長が、公開することが適当でないと認める事項を審議する場合は、この限りではない。」との表現にしております。

続く、第2項の「会議を円滑に運営するために別に定める」ことになっております「傍聴要領」でございますが、次の資料A3、片面1枚ものの資料、「都市景観委員会傍聴要領・新旧対照表」でお示ししております。

右側に旧要領、左側に改正後の要領(案)を示しておりましたが、こちらも基本的に要綱の改正に伴う文言の修正でございます。

資料2から資料4は、各部会の運営要綱になります。前回の委員会でご審議いただいた内容を踏まえ、要綱(案)として本委員会にお示ししております。

まずA3、1枚もの資料2、「都市景観資源検討部会運営要綱・新旧対照表」をご覧ください。

都市景観資源検討部会は継続設置でございますので、先ほどの「都市景観委員会運営要綱」同様、文言の整理のみを反映してございます。都市景観資源検討部会では、第2条の検討事項（1）（2）にございますように、これまでどおり「都市景観資源の登録及び解除に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木の指定及び解除に関する事項」をご検討いただきます。

次にA4、1枚もの資料3、「デザイン部会運営要綱（案）」をご覧ください。

こちらは、今回の計画改正を反映し、これまで建築美観誘導デザイン会議でご審議いただいた内容を本部会に継承することも含め、新たに設置する部会となります。

デザイン部会では、第2条の「審議事項」（1）（2）にございますように、「景観法及び都市景観条例の規定による協議及び届出に関する事項」、「デジタルサイネージ等に関する取扱要綱の規定による協議に関する事項」を調査、ご審議いただきます。

続きまして、A4、1枚もの資料4、「景観形成推進方策検討部会運営要綱（案）」をご覧くださいますようお願いいたします。

新たな景観施策の施行に向け、「これまで以上に景観法の効果的運用」と「本市独自のきめ細かな景観施策の展開」を行うため、景観形成推進方策検討部会を新たに設置し、第2条の「検討事項」（1）（2）にございますように、「眺望景観の保全方策」、「夜間景観の誘導方策」を主にご検討いただきます。

ただいま、事務局より説明しました資料1から資料4の4要綱（案）1要領（案）につきましては、いずれも新たな景観計画の施行となる10月1日付で改正もしくは制定を行い、引き続きのご指導・ご支援を賜りたいと存じますので、合わせてよろしく願い申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございます。議題（1）に関しましては、前回の本委員会で説明いただきましたが、それを本日運営要綱（案）として示していただいたという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（泉）

そのとおりです。

○橋爪委員長

前回委員の皆さんに承認いただいた内容でございますので、この案で決定してまいりた

いと思いますが、ご議論などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、異議なしということで資料1、4の要綱に関しましては10月1日付で施行ということですので、手続を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、議題(2)の関係でございます。新たな景観施策の施行に向けた手続ということで、事務局より説明お願いいたします。

○事務局(泉)

それでは、議題2、新たな景観施策の施行に向けた手続について説明させていただきます。

資料5、A4、1枚ものの資料をご覧ください。

まず1点目、この間の手続の状況でございます。3月末の新たな景観計画の告示及び都市景観条例の改正を経て、4月から半年間周知期間を設け、本年10月1日より施行に向けこの間関連要綱の改正や制定などの手続を進めておりました。

まず、7月1日に条例規則で定めた届出等に必要な図書の様式を定めております。「景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱」を制定し、「大規模土木構造物の建設等に係る行為の届出に関する取扱要綱」並びに「大阪市建築美観誘導制度事前協議要綱」を廃止するよう、制度の1本化を図っています。

続きまして、地域景観づくり協定制制度関連の3要綱の整備を行ってまいりました。

お手元の都市景観委員会資料綴りの6をご覧ください。

まず、「地域景観づくり協定制制度取扱要綱(案)」でございますが、地域景観づくり協定制制度の運用に関して必要な事項、例えば地域景観づくり推進団体や地域景観づくり協定の認定に当たっての留意事項や必要な書類の様式などを定めてございます。

続きまして、「大阪市地域景観づくりアドバイザー派遣要綱(案)」でございます。

こちらの要綱では、都市景観条例に地域景観づくり推進団体及び地域景観づくり協定の締結者への助成措置として規定しております地域景観づくりアドバイザーの派遣について必要な事項を定めております。

5ページの別表1をご覧ください。

アドバイザーの派遣につきましては、まず地域景観づくり推進団体への助成措置として

地域景観づくり協定の素案の作成のための勉強会や、ワークショップ等に関する専門的な指導や助言を行います。期間は2年間、年間12回を上限として1回当たり3万円の派遣費用を本市が負担します。さらに地域景観づくり協定の案の策定及び対象となる区域における合意形成に当たっては、地域コンセプトの取りまとめや合意形成に向けた権利関係調査等に対し、専門的・技術的な支援を行います。期間は1年間で200万円を上限額としております。

次に、地域景観づくり協定の締結者に対し、「認定地域景観づくり協定の運用に関するガイドライン」の作成や、協定賛同者の増加のための合意形成の方法に対し、専門的・技術的な支援を行います。期間は2年間で200万円を上限額としてございます。

「大阪市地域景観づくり助成金交付要綱」でございますが、次のページです。

こちらの要綱では、都市景観条例に地域景観づくり推進団体及び地域景観づくり協定の締結者への助成措置として交付する助成金について必要な事項を定めてございます。主な助成対象となる活動は第2条に記載しておりまして、第1項(1)アにございますように、地域景観づくり推進団体に当たっては地域景観づくり協定の案の策定及び対象となる区域における合意形成に係る活動、それから地域景観づくり協定の締結者に当たっては認定地域景観づくり協定の運用に関するガイドラインの作成を助成の対象としております。

また、助成率としましては経費の合計額の2分の1に相当する額とし、年度の上限額は30万円としております。助成期間は協定作成までの段階の推進団体に当たっては3年間、協定締結者に当たっては2年間で上限としております。

資料4ページの別表第1に助成の対象となる経費を示しておりますが、勉強会の講師謝礼・交通費・印刷製本費・会場使用料などがございます。前回の委員会でも委員の先生方のご指摘がございましたように、地域主導の景観まちづくりが促進されるよう、市民にとってわかりやすく、使いやすい制度となるよう周知も含めて制度の運用をめざしてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

お手数ですが、再び資料5にお戻りいただき、資料5の中段の屋外広告物条例関係をご覧ください。

屋外広告物条例関連につきましては、建設局にて手続を進めているところでございます。景観計画の重点届出区域に屋外広告物基準を定めたことに伴い、その内容を反映した形で10月1日に「屋外広告物条例施行規則」や、「道路占用許可基準」を改正するものであります。

8月末より9月28日まで「屋外広告物条例施行規則の一部改正について」パブリックコメントが行われており、本日の朝の時点でございますが意見等は提出されていないとの状況でございます。

また、9月12日に開催されました大阪市屋外広告物審議会でも、景観計画の概要を報告させていただくとともに、「大阪市屋外広告物条例施行規則の一部改正について」ご審議いただいたところでございます。屋外広告物審議会では、改正案の修正につながるような意見もございませんで、審議会会長より「景観計画と歩調を合わせながら屋外広告物の規制を通じて良好な景観形成に取り組むように。」と意見があり、引き続き建設局と連携して屋外広告物に関する景観誘導を行ってまいります。

次に、2点目の都市景観委員会、部会関連要綱につきましては、議題1でご審議いただいた内容でございます。

最後に、3点目の普及・啓発関連でございます。

お手元の「都市景観委員会資料綴り」の「8」の「大阪市景観計画の変更のお知らせ」の周知ビラを作成し窓口などにて周知するとともに、関係機関と連携しながら新たな景観計画の着実な運用に向けた周知を行っております。

また、委員の先生に大変お世話になり作成しました「景観読本」につきましては、「都市景観委員会資料綴り」の「9」の内容で現在、大阪市のホームページに掲示しております。

「景観読本」につきましては、今後も具体的な事例の収集を行うとともに、運用していく中で実践的により活用できるよう、基準の解説や字や写真を活用した事例をさらに盛り込み、今回の内容が最終版ではなくよりわかりやすい内容となるよう、これからも内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

10月1日の新景観計画施行に向けて、この間、関連する要綱等の改正・制定をされてきたということでございますが、何かご質問・ご意見ございますでしょうか。

○嘉名委員長代理

質問というか、もし状況が分かれば教えていただきたいのですが、地域景観づくり協定

あるいは地域景観づくりアドバイザーについて、もう既に問い合わせとか具体に向けた動きがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局（松崎）

現在、10月1日の施行を待っておられる団体が2団体ほどございまして、積極的に活用を図っていききたいというふう聞いております。2団体とも都心部の御堂筋付近の団体ですが、1団体については広告物の規制について独自基準を設けていききたいと考えられている団体。もう1団体については、無電柱化といった事業とセットでセットバック部分の舗装の色合いであったりとかそういったところの設えについてルール化していききたいとおっしゃっている団体でございます。

10月1日に施行したあと、団体の認定申請の手続等を踏まえて今年度に何団体認定できるかわかりませんが、認定手続のほうを進めてまいりたいと思っております。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

ほか、ご質問・ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議題の（2）番目は以上ということにさせていただきます。

では、議題の3番目でございます。都市景観資源の登録候補（案）について説明お願いいたします。

○事務局（松崎）

それでは、議題3、都市景観資源の登録候補（案）について説明させていただきます。

資料6、「西成区の都市景観資源の審議結果」をご覧ください。

西成区につきましては一昨年前になりますが、平成27年10月1日から10月30日にかけて募集を行っております。応募が498通ございました。こちらについては区制90周年の記念事業に合わせて投票式で募集されたということもありまして、これまでに比べると非常に多くの応募をいただいている状況になっております。内容については重複がございましたので応募件数としては37件となっております。西成区役所からは応募のあった全37件推薦いただいております。今年の6月8日、13日に現地調査を行っております。現地調査は部会委員により実施いたしまして、現地調査での評価・コメント等を踏まえまして、この8月18日に審議を行ってまいりました。審議の結果につきましては以下に記載しておりますが、認知性、美観性、地域性、歴史・文化性などの評価基準をも

とに都市景観資源としてふさわしいかどうかをご審議いただき、結果28件について最終候補といたしております。

物件番号1番から順にご説明させていただきます。画面を前のほうにパワーポイントで映しておりますので、こちらご覧いただければと思います。

物件番号1番でございます。大阪フィルハーモニー会館でございます。区民も利用できる音楽活動の場として地域に親しまれている施設であり、認知性ととも地域性を有しているということでマルになっております。

2番目、天下茶屋俘虜収容所歴史顕彰碑でございます。こちらについては、顕彰碑が一つあるだけで景観形成しているとは言いがたく、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということで、結果はバツとなっております。

3番、天下茶屋公園でございます。江戸時代の薬屋の跡地という歴史・文化性ととも、落ちついた地域の公園としての認知性も有しているということでマルになっております。

4番、阿部寺塔刹柱礎石でございます。こちらにつきましては天下茶屋公園内にありまして、これだけを取りたてて景観資源とするのではなく、公園を構成する要素の一部として一体的に評価することが望ましいとして、3番の天下茶屋公園と併合しております。

5番、安養寺でございます。山門と高く育った樹木が落ちついた景観をつくり出しており、敷地内の墓地についても物語性に富み、高い歴史性・文化性を有しているということでマルになっております。

6番、佐藤魚丸墓所でございます。こちらにつきましても安養寺の門前にありまして、碑があるだけで景観資源とは言いがたく、安養寺と一体的に評価することが望ましいとして、ナンバー5の安養寺と併合しております。

7番、天神ノ森天満宮でございます。鎮守の森が幽玄な空間を構成しているとともに、市内では貴重な木造の社殿があり、美観性のみならず認知性、地域性、歴史・文化性を有しているということでマルになっております。

8番、天下茶屋跡でございます。太閤秀吉が茶の湯を楽しんだという歴史・文化性ととも、地名や駅名の由来となった場所であるということも地域性を有しているということでマルになっております。

9番、南海電鉄高野線（西成区）でございます。駅舎は戦前の貴重なステーション群で美観性が高く、地域性、歴史・文化性も有しているということでマルになっております。

10番、久金属工業株式会社でございます。建物が道路側にあるため認知性も高く、ファサードや門柱も特徴的で、景観資源にふさわしい高い美観性を持つ建築物であるということでもマルになっております。

11番、新・福寿荘でございます。上町台地の崖線に立地するユニークな外観が独特の風景をつくり出しており、現在はアートプロジェクトの場として活用され、地域性も有しているということでもマルになっております。

12番、天王寺村記念碑でございます。蔦で碑の文字が見えにくくなっていますが、大阪の文化を示すものとして歴史性・文化性ともに地域性を有していると言えるということでもマルになっております。

13番、大衆劇場オーエス座でございます。のぼりや看板が大衆劇場の雰囲気醸し出し、地域性ととも地域の人々の生活に根差す認知性も有しているということでもマルになっております。

14番、鯛よし百番でございます。近年傷みが顕著ではあるが、意匠も独特で景観資源にふさわしい高い美観性を持つ建築物であるということでもマルになっております。

15番、波切不動尊でございます。地域で大切にされ、多くの参拝者から水をかけられ苔むした様子は、生活に息づく景観として高い地域性を有しているということでもマルになっております。

16番、近松門左衛門碑・猫塚でございます。こちらにつきましては次の松乃木大明神の中にあり、碑があるだけで景観資源とは言いがたいということで、次の松乃木大明神と一体に評価することが望ましいとして併合しております。

17番、松乃木大明神でございます。長屋の奥にひっそりとたたずむ神社であるが、境内の塚は遊芸関係者などの信仰の対象になっており、歴史・文化性とともに地域性も有しているということでもマルになっております。

18番、玉出の環濠跡でございます。環濠があったことを示す物証がほとんどなく、景観としての特徴はない、その他の景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

19番、生根神社でございます。空が広く開放的な境内には歴史ある碑なども存在し、地域に根づいた特徴的な祭事とともに高い地域性と歴史・文化性を有しているということでもマルになっております。

20番、南海電鉄玉出変電所でございます。特徴的な外観を持つ美観性の高い産業遺産

であり、線路近くからの眺望などさまざまな視点場を持つとともに、歴史・文化性を有しているということでマルになっております。

21番、津守下水処理場でございます。市内最初の大型下水処理施設であるという歴史・文化性とともに、ツツジの植栽や高いヤシの木が楽しさのある景観をつくっているということでマルになっております。

22番、津守新田会所跡でございます。敷地内に入れず、碑が一つ残っているだけで景観形成しているとは言いがたく、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

23番、津守神社でございます。新田開発の際に勧請されたという歴史・文化性とともに、人工的な周辺環境の中で変わらない風景であるという地域性も有しているということでマルになっております。

24番、大衆劇場鈴成座でございます。地域性を醸し出す大衆劇場らしさのある外観が特徴的であるとともに、昭和の文化を今に伝える歴史・文化性のある景観資源であると言えるということでマルになっております。

25番、苔山龍王でございます。住民に大切に守られている碑とお堂が高架下にあることにより、地域性のある独特の景観をつくり出しているということでマルになっております。

26番、梅谷歯科医院でございます。保存状態がよい近代建築の秀作であり、景観資源にふさわしい高い美観性を持つ建築物であるということでマルになっております。

27番、勝間街道（玉出中1丁目付近）でございます。檜皮葺の壁面を持つ旧家が街道沿いにあり、歴史・文化性が感じられる景観となっているということでマルになっております。

28番、もと十三間堀川の鉄橋でございます。十三間堀川が埋められたあとも存在し続けている鉄橋の景観は特徴的であり、歴史・文化性とともに地域性も有しているということでマルになっております。

29番、大衆劇場梅南座でございます。建築物の外観には劇場らしさはないが、扉を開くことで内部の活動があふれ出す地域性の高い景観となっているということでマルになっております。

30番、パシフィック・シアターでございます。劇場としての活用が見られず、外観も凡庸で特段の美観性はなく、その他特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいとい

うことでバツとなっております。

31番、紀州街道（西成区）でございます。碑はあるが街道らしい景観に乏しく、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

32番、阪堺線（西成区）でございます。市内にただ一つの路面電車で地域を代表する景観となっており、歴史性、認知性、地域性をあわせて有しているということでマルとなっております。

33番、塩崎おとぎ紙芝居博物館でございます。建物のファサードに美観性はなく、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

34番、敷津松之宮西成社でございます。鳥居導入部から本殿を見通せる明るく開放的な境内があり、個性的な神社景観が美観性を有するとともに、地域性や歴史・文化性も有しておりますということでマルとなっております。

35番、南津守さくら公園でございます。サッカーチームの拠点として地域性を有するとともに、桜の季節には区民に親しまれる良好な景観を創出し、認知性も有しているということでマルとなっております。

36番、西成区の渡船場の景観でございます。水辺景観が広がり、地域産業にまつわる営みがそこから望むことができる地域性の高い景観資源となっているということでマルとなっております。

37番、千本松大橋と千本松渡船場でございます。橋と渡船場の共存が地域を特徴づける水辺景観資源であり、認知性や地域性も有しているということでマルとなっております。

西成区の審議結果については以上でございます。

続いて、資料7の東住吉区の都市景観資源の結果についてもご説明させていただきたいと思っております。

東住吉区につきましては、平成28年8月1日から10月31日にかけて募集を行い、応募は51件ございました。内容の重複がございましたので応募件数としては48件ありました。東住吉区からは応募のあった全48件の推薦をいただき、今年度6月29日、7月24日、31日の3日間現地調査を行っております。西成区と同じく8月18日に審議させていただいております。審議結果につきましては、パワーポイントのほうでご説明さ

せていただきます。

1番、ミニの営業所でございます。個性的な広告物ではあるが景観を形成しているとは言いがたく、その他の特筆すべき景観資源としては価値を見出しがたいということでバツとなっております。

2番、うるし堤でございます。こちらについては9番の今川に併合するというようにしております。そのほか2番だけではなく、10番、12番、13番、34番についても9番へ併合しておりますので、まとめて説明させていただきたいと思っております。

9番につきましては、古くからのいわれを持つ堤が歴史性を有しているとともに、四季を感じさせる地域の貴重な自然景観として地域性、認知性を有しているということでマルとなっております。

10番、12番、13番、34番については、9番に併合させていただいております。

続きまして3番、東部市場でございます。大阪を代表する市場ではあるが景観的特徴はなく、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

4番、百済貨物ターミナル駅でございます。陸橋から大阪を代表する貨物専用駅のダイナミックな景観が一望でき、認知性とともに地域性を有しているということでマルとなっております。

5番、下高野街道でございます。昔からの寺や神社が街道筋に残されており、街道としての雰囲気を感じられる。歴史・文化性とともに地域性を有しているということでマルとなっております。

6番、桑津墓地でございます。昔からの歴史や伝承はあるが、墓地という場所の特性もあわせると、景観資源としての価値づけは困難であるということでバツとなっております。

7番、庚申街道沿いの旧北田辺村の町並みでございます。趣のある旧北田辺村の町並みが保存・修景されており、美観性とともに認知性、地域性、歴史・文化性を有しているということでマルとなっております。

8番、北田辺の大楠でございます。住民からの要望で保存することとなった樹齢300年の大楠であり、高い地域性とともに認知性、歴史・文化性を有しているということでマルとなっております。

11番、杭全交差点陸橋でございます。幹線の五差路の大スケール感が印象的であると

ともに、自転車対応のエレベーターが地域の足としてよく利用されており、地域性、認知性も有しているということでマルになっております。

14番、杭全住宅及び中町会会館でございます。昭和初期の住宅の特徴を持つ建物が、郊外住宅の開発の歴史を今に伝えており、歴史・文化性ととも地域性も有しているということでマルになっております。

15番、杭全法界地蔵でございます。由緒ある地蔵だが景観を形成しているとは言いがたく、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

16番、駒川（東住吉区）でございます。地名との関連もあり歴史は感じられるが、現在の景観からは自然景観としての価値は見出しがたいということでバツとなっております。

17番、桑津環濠集落でございます。北口地蔵や古い石垣の跡が残され、環濠内の古い家並みや道が昔ながらの景観を今に残しており、歴史・文化性ととも地域性を有しているということでマルになっております。

18番、桑津天神社でございます。緑が大きく育つ境内には木造の拝殿が残されており、認知性、地域性、歴史・文化性、美観性をあわせて有しているということでマルになっております。

19番、大和川（東住吉区）でございます。淀川と並ぶ大河川として大阪を代表する河川景観が形成されており、歴史・文化性ととも地域性、認知性も有しているということでマルになっております。

なお、後半の41番の大和川東公園につきましても、大和川沿いにあり大和川と一体として評価することが望ましくして、大和川に併合しております。

20番、枯木八幡宮でございます。住宅地の中にひっそりと残されている神社で、旧地名に由来する名称が歴史・文化性を有するととも地域性も有しているということでマルになっております。

21番、駒川商店街でございます。大阪の三大商店街として活気ある商店街で、生活に根差した景観として歴史・文化性、認知性ととも高い地域性を有しているということでマルになっております。

22番、中臣須牟地神社でございます。境内はさまざまな景観要素に富んでおり、また鎮守の森がしっかりと残されている。地域性、歴史・文化性、美観性をあわせて有してい

るということでマルになっております。

23番、常栄寺でございます。歴史的意義はあるが建築物自体は新しく、特段の美観性もない。その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツになっております。

24番、住道（須牟地）廃寺跡でございます。廃寺の跡地に残された樹木が電線を飲み込んで、多様な植栽とともに独特の大阪らしさを醸し出している。歴史・文化性とともに地域性も有していると言えるということでマルになっております。

25番、酒君塚古墳でございます。地域に残されている古墳群の一つが今も公園として住民の生活の中に存在しており、歴史・文化性とともに認知性、地域性を有しているということでマルになってございます。

26番、旧鷹合村、湯谷島村の地蔵でございます。毎年行われる地蔵盆では地域の人々が地蔵像を洗い清め飾りつけを行っており、歴史・文化性とともに地域性、認知性を有しているということでマルになっております。

また、旧鷹合村の地蔵と旧湯谷島村の地蔵につきましては、応募は一つのもので上がっておりましたが、所在地が離れているなど、一体の物として捉える意味合いが余りありませんでしたので、個別のものとして審議した結果、別々に登録することが望ましいということで二つに分離しております。

27番、伊勢神宮遥拝所でございます。こちらにつきましては次の鷹合神社の中にありますので、個別で審議するのではなく鷹合神社と一体的に評価することが望ましいとして、鷹合神社のほうに併合しております。

28番、鷹合神社でございます。地域の氏神として整えられた境内には楠の古木などが残されており、認知性、地域性、歴史・文化性、美観性をあわせて有しているということでマルになっております。

29番、圓明寺でございます。黒門市場にかかわる歴史を持つ寺院だが、現在の建物に特段の美観性はなく、その他の景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

30番、磯齒津路（東住吉区）でございます。街道には歴史があるが履歴を確認できるアイコンが皆無であり、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

31番、長居公園でございます。多くの市民が訪れる大競技場と広大な緑地を持つ都市

公園であり、認知性、地域性、美観性をあわせて有しているということでマルになっております。

32番、花と緑と自然の情報センターでございます。こちらについては長居公園の中にあり、個別ではなく長居公園と一体として評価することが望ましいとして、31番の長居公園に併合しております。

33番、臨南寺でございます。建物は比較的新しいが、現代様式のお堂も含め高い美観性を有しているとともに、歴史・文化性、地域性を有しているということでマルになっております。

35番、庚申街道（旧中野駅付近）でございます。銅板張の町屋が街道沿いに今も残されて美観性を有しているとともに、歴史・文化性、地域性、認知性も有しているということでマルになっております。

36番、中井神社でございます。広い境内には樹木や顕彰碑など多くの景観要素とともに木造の拝殿が残されており、歴史・文化性とともに地域性も有しているということでマルになっております。

37番、佛願寺でございます。隣の中井神社とともに庚申街道沿いの景観をつくり出ししており、歴史・文化性とともに認知性、美観性も有しているということでマルになっております。

38番、中野のはりでございます。往時の鍼灸院のにぎわいを感じさせる建物や駅からの道辻にある道標、駅名の由来となった名称が、歴史・文化性を有するとともに認知性、地域性、美観性も有しているということでマルになっております。

39番、早川福社会館でございます。早川氏にまつわるストーリーを持つ建築物ではあるが、美観性、地域性とともに景観資源としての価値を認めるには不十分であるということでバツとなっております。

40番、松原住宅（旧鶴ヶ丘住宅経営地）でございます。円形の広場に面して開発時の雰囲気を残す建物が残されており、認知性、地域性、歴史・文化性、美観性をあわせて有しているということでマルになっております。

42番、今井戸川（東住吉区）でございます。大和川とあわせて歴史的には重要であるが、現在の景観からは自然景観としての価値は見出しがたいということでバツとなっております。

43番、阿麻美許曾神社でございます。昔からの本殿、拝殿とともに樹齢500年の楠

が鎮守の森として残されており、美観性のみならず認知性、地域性、歴史・文化性を有しているということでマルになっております。

44番、神馬塚でございます。由緒ある塚であるが、あくまで史跡であって景観を形成しているとは言いがたく、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

45番、難波大道跡でございます。歴史的に重要な道だが現道との関係性が希薄で、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

46番、法楽寺でございます。昔から田辺のお不動さんとして親しまれてきた認知性、歴史・文化性ととも、近年も木造で三十宝塔を整備するなど高い美観性も有しているということでマルになっております。

47番、山阪神社でございます。広大な敷地に貴重な緑が広がり、美観性のみならず認知性、地域性、歴史・文化性を有しているということでマルになっております。

48番、眼科の前のキリンでございます。単なるオブジェであり景観を形成しているとは言いがたく、その他の特筆すべき景観資源としての価値も見出しがたいということでバツとなっております。

東住吉区の審議結果については以上でございます。

なお、部会で判断しがたいものがあれば委員会でのご審議をお願いしていたところでしたが、今回の西成区、東住吉区につきましては全件部会において公募の選定まで行うことができました。本日の委員会でのご承認をいただければ、今後所有者への意向確認と登録に向けた手続を行いたいと思います。

説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。岡田部会長、何か補足ございましたら。

○岡田部会長

最終的には部会で全会一致ということになったのですが、最初に意見をすり合わせた時点では少し違う観点の意見も幾つか出ました。今回主に、各候補に対して拾える要素はないか、あるいは光を当てられる要素はないかということ部会委員の中ですり合わせまして、その結果、こういう形で登録することが可能であろうと判断いたしました。

以上です。

○橋爪委員長

何かご質問をお願いします。

○阿部委員

西成の最後の千本松大橋ですが、大正区でもあがっていて、結果がどうだったか覚えていないのですが、そのすり合わせはよろしいのですか。

○事務局（松崎）

大正区でも登録させていただいております。当初「千本松大橋（通称めがね橋）」という名称であがっていましたが、既に大正区のほうで「千本松大橋と千本松渡船場」という名称で登録しておりますので、西成区のほうでも同じ名称で登録していきたいと考えております。同じものが西成区でも資源として選ばれたというような扱いにさせていただいております。

○阿部委員

それは問題ないのか。

○事務局（松崎）

はい。登録としては一回ですが、西成区から選ばれたというような扱いにさせていただきます。

○橋爪委員長

千本松の渡船場が今回二重になるのですか。二つの項目両方ともに入っているのは、それはそれでいいのですか。

○事務局（松崎）

36番の渡船場の中にも千本松渡船場が含まれているということの指摘と思いますが、過去、阿部先生からもご指摘ありましたように、大正区に置いても大正区の渡船場ということで渡船場全てを対象にした登録としてめがね橋と千本松渡船場を特出しで指定しているというケースの事例がございますので、今回についても同じように指定してまいりたいと思っております。

○橋爪委員長

お願いします。

○岡田委員

この両者が競合するたずまいというか、それは独特の面白さを持っているという観点ですので、ここはあえてセットということで検討しております。

○橋爪委員長

1件。交通系もいいわけじゃないですか。渡船そのものというものは入らない。そもそも候補になっていなかったみたいですよ。線形の景観とかは鉄道とか道路はあるのですが、渡船に関しては渡船場になっており、渡船そのものは入っていない。

○事務局（松崎）

そうです。今回応募されているのも渡船場そのものが応募されておりまして、渡船の船自体は入っておりません。

○橋爪委員長

なぜかという区単位なので、区境走っている渡船は多分両方の区とも出しにくいので、区境に跨る船型のものなどは今後最終的にどこかで調整しなければならないような気がいたします。

○事務局（松崎）

過去においても淀川を跨ぐ橋梁は区を跨いでおりますので、そういったものは両方の区に登録されているという形になっております。

○橋爪委員長

今回落ちている磯齒津路も住吉区のほうは雰囲気が、住吉街道の名前ですが、磯齒津路の起点は住吉神社の裏門かどこかであったと記憶しているので、その辺の区境に跨りながら、こっちは評価されず、こっちは評価できるとかというのが時々出てくると思いますので、そこはうまく調整いただければと思います。お願いします。

○事務局（松崎）

ありがとうございます。

○橋爪委員長

他いかがでしょうか。お願いします。

○長町委員

質問ですが、大衆劇場オーエス座のように使われているからこそ景観資源になる。このようなものが幾つかあると思うのですが、もし営業を辞めてしまった場合は除外されるのかというルールがあるのでしょうか。

○事務局（松崎）

このあとの議題4のところでも少し触れようと思っていたのですが、この都市景観資源自体は平成15年の旧制度から始まっておりまして、もう352件近く登録がありますの

で、当然当初登録した時から外観が変わっていたりとか、おっしゃるように建物が解体されている場合とか、外観の色を塗り替えられているとか、そういったケースもございますので、定期的に見直しを図っていこうと思っております。ですので、今回指定の段階では、雰囲気がとても良いということで登録されていますが、何年か経って一斉に外観とか様子が変わってないかというチェックを行ったときに、大幅に登録時点と変わっているということであれば、このまま継続して登録すべきものなのか、解除すべきなのかというのを委員会でご審議いただくことも考えております。

○橋爪委員長

他いかがでしょうか。

難波大道は難波宮から抜けている日本の古代史に重要な道であり、確かにこの看板では景観資源じゃないですが、どこか他に良い場所はないのですか。

○事務局（泉）

今回あがっている候補は看板であり、区内では他に推薦も挙がっておらず、今回の審査の中では他に対象となるような場所は無かったです。

○橋爪委員長

そうですか。他いかがでしょうか。お願いします。

○山納委員

山納です。部会の中でもあったのですが、申請ベースのものを採択するかどうかということずっと続けてきたのですが、歩いていると絶対これは景観資源級の価値があるというものに出会う。これをどうするのかということを考えたり、もう一回申請をしてもらおうか、もしくは歩きながら勝手に景観資源と呼んでいたような類のものなのですが、そういうことをこれからどう評価していくかという話と、津守の浄水場の中に解体されてしまうすごい建物があります。こういうものを景観資源上非常に重要なものを残していくという提案につなげていくということはできないのかというような話は、部会の中で出ておりました。

○橋爪委員長

ありがとうございます。こういったことについて所有者の確認とか、進められるのでしょうか。

○事務局（松崎）

本日この場で承認いただきましたら、各所有者宛てに登録してもいいですかということ

でご確認をとってまいります。

○橋爪委員長

その前段階で今のようなご意見に対して事務局はどのように考えられていますか。

○事務局（松崎）

下水処理場につきましては、広大な敷地がございまして一部南側の建物を解体するかもしれないということで、説明者の方から当日説明がございましたが、施設自体が無くなるのではございませんし、今回評価にあがっていましたがツツジとかヤシの木自体が残ってまいりますので、そういう意味では登録に値するというので今回登録候補としてあげさせていただきます。

○橋爪委員長

今回は下水処理場として登録をする。個別の建物ではないと。

○事務局（松崎）

はい。

○橋爪委員長

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この場で確認させていただきたいのですが、区ごとに確認させていただきたいと思います。

まず、西成区の都市景観資源の審議結果につきまして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋爪委員長

では、異議なしということで、ご承認いただいたと。

続きまして、東住吉区の都市景観資源の審議結果につきまして、ご議論ないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋爪委員長

ありがとうございます。では、異議なしということですので承認いただいたということ

でございます。

都市景観資源に関しましては、岡田部会長をはじめ加賀委員、松岡委員、橋寺委員、山納委員にご負担おかけしておりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

では続きまして、議題（４）その他ということで資料を用意いただいております。事務局より説明お願いいたします。

#### ○事務局（松崎）

それでは、資料８の各部会の今後の予定について説明させていただきます。

１枚目は前回、前々回の委員会で橋爪委員長より部会長と部会委員のご指名いただきましたので、その結果をまとめたものになっております。

２枚目以降、部会ごとに審議・検討事項や今後の予定などを記載しております。議題１の中で各部会の審議・検討事項については、泉のほうより説明させていただいておりますので、今後の予定を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、都市景観資源検討部会について説明させていただきます。

２枚目をご覧ください。

都市景観資源検討部会では、これまで主に都市景観資源の登録に向けた審議や既に登録してきた資源の継続・解除について審議をいただいております。先ほど西成区、東住吉区の都市景観資源の登録候補についてご承認いただきましたが、今年度で２４区全ての登録が完了することになりますので、今後は既に登録されている都市景観資源の活用方策や、景観重要建造物、景観需要樹木の指定候補の抽出を中心にこの部会で審議してまいりたいと考えております。また、今後の予定としましては２９年度の二つ目に記載しておりますが、既に登録されている都市景観資源の現状把握を行い、登録時より外観等の変更があった登録物件について登録を継続できるか解除すべきかといったことについても検討を行ってまいりたいと思っております。先ほども少し触れさせていただきましたが、平成１５年４月から旧指定景観形成物の指定という制度からスタートしてございまして、現時点で３５２件の資源の登録がなされております。中には大丸心齋橋店のように建て替えが始まっているものもございますので、今後各区役所と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、画面にだけで映させていただいておりますが、現在指定実績のない景観重要建造物や景観重要樹木の指定に向けて今後どのようにして候補を抽出するかについて整理した資料でございます。こちらについては、第４６回都市景観委員会でお示しした資料を件数

など時点更新して掲載しております。

まず、都市景観資源の活用という観点から登録済みの都市景観資源の中から建築物であれば文化財、樹木であれば保存樹といった他施策においても位置づけのあるものを第一次抽出候補として絞り込んだうえで視認性などを現地調査で確認し、指定候補を抽出してまいりたいと考えております。

こちらは次の画面ですが、都市景観重要建造物、樹木の第一次抽出候補のイメージでございます。

次に、デザイン部会についてご説明いたします。

3枚目の資料をご覧ください。

前回の委員会でどういった物件を意見聴取の対象にするのか、またいつどのような資料で審議していくのか、といったご意見をいただきました。

まず、どのような物件を対象とするのかにつきましては、意見聴取を行う案件という欄に整理しておりまして、またいつ意見聴取をするのかにつきましては、意見聴取するタイミング等のところに整理しております。

まず、意見聴取を行う案件の一つ目でございますが、条例第25条に規定しております大規模面的整備の対象となるような大規模な建築物など、周辺への影響が非常に大きい物を対象としたいと考えております。大規模な面的整備につきましては複数の事業者が関わり、また事業スケジュールが長期に渡るなど多くの場合基盤整備と建築物が一体的に計画されることが多く、景観面を含めて周辺地域への影響が非常に大きくなっております。そのため、都市景観条例では良好な都市景観の形成に関する事項について事業者に検討書の提出というものを求めております。部会へ意見聴取するタイミングにつきましては、協議時と記載させていただいておりますが、景観計画の協議届出や都市計画法、その他の法令で定められた手続などさまざまな手続のうち最初に行うものを開始するまでに協議するというのを条例に規定しております。計画の初期の段階から協議を行うことで、事業者に対し景観計画区域内の各方針や地域性の考慮など景観上の配慮を促し、効果的に良好な都市景観の形成を図ってまいりたいと考えております。

意見聴取を行う案件の二つ目でございますが、まずは一つ目の検討書を出した建築物について景観計画の協議届出を出される場合に意見聴取を行いたいと思っております。部会で意見聴取するタイミングは、実際の景観計画の事前協議の時期と考えております。

実際の検討書の作成後の景観計画の協議届出までの間というのは、かなり期間が空くこ

ともありますので、届出の内容が検討書で取りまとめたコンセプトに沿った内容となっているか、そちらについては配置図、立面図、パースなど規則のほうで提出が必要な図書が定められておりますので、そういった図書をもとに確認してまいりたいと考えております。

意見聴取を行う案件の三つ目でございますが、景観計画の協議届出において基準を満たしていないが良好な景観形成を図ることができる建築物であると認める場合としております。これについては、景観計画の各地区の基準の留意事項に記載してありまして、例えば景観計画で言いますと基本届出区域の都心景観形成区域であれば、60ページに基準を示しておりますが、その留意事項の欄に本市が都市景観委員会の意見を受けて良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができるかと規定しております。これに基づきまして、部会に意見聴取を行うこととさせていただきます。

右側には部会開催のイメージを記載しております。10月30日に第1回目の部会の開催を予定しておりますが、第1回部会では今後想定される案件のイメージ、審議体制など、部会の進め方についてご審議いただきたいと考えております。

以降は、必要に応じて開催としておりますが、3月上旬に設置済み、デジタルサイネージの実績報告について審議いただく予定としております。

その他としましては、次年度の4月の欄に記載しておりますが、部会での意見を踏まえ事業者へアドバイスをを行った具体事例などのノウハウを蓄積し、今後景観読本を充実してまいりたいと考えております。

画面で示しておりますが、審査の対象となる物件のこれまでの協議届出実績となります。おおよそどれぐらいの件数が年間あるのかという参考を示させていただいております。

大規模面的整備につきましては、平成11年からスタートしておりますが、累計17件で、おおよそ年間1件程度となっております。この3月で条例改正してありまして、都市再生特別地区についても検討書の対象としておりますが、こちらについても大体年間一、二件程度となっております。

また、景観計画の届出についてでございますが、こちらについてはおおよそ年間160件ぐらいの届出をいただいております。160件の中には変更協議も含まれておりますので、新築ベースでは大体80件ぐらいとなっております。

また、大規模土木構造物ということで、これまで条例で行ってきた協議届出でございま

すが、今後景観計画の工作物として協議届出の対象となってきますので、こちらについては、これまで実績5件ですので年間1件あるかないかというような状況になっております。

また、美観誘導制度につきましては、要綱で行っていましたが建築美観誘導制度から景観計画の重点届出区域内の建築物、工作物の協議届出ということになってきますが、建築物については年間20から30件程度、広告物については年間40件から50件程度の申請状況となっております。

また、3月上旬に実績報告の審議をいただくデジタルサイネージについては、現在2件について設置協議を行っておりますので、2月か3月に意見の審議をお願いしたいと思っております。

続きまして、景観形成推進方策検討部会について説明させていただきます。

4枚目をご覧ください。

こちらについては、前回お配りした資料とほぼ同じ内容になっておりまして、中段あたりに青字で書かせていただいておりますが、他都市の調査を実施しましたということでその事実だけを時点修正させていただいております。他都市調査の実施状況につきましては、別途5枚目に資料をまとめておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

眺望景観の保全整備や夜間景観の形成、デジタルサイネージの規制誘導、景観重要建造物の指定について他都市の取り組み状況やその効果、課題について調査を実施しております。東京都と政令指定都市20都市に加えて、政令指定都市以外で特徴的な取り組みを行っている都市13都市を合わせて33都市意見照会を行っております。画面のほうは調査結果の概要を簡単にまとめたものになっておりますが、まず眺望景観の保全整備につきましては、東京都及び政令指定都市では7都市、政令指定都市以外では12都市で実施されております。取り組み例として右側に横浜市の事例を掲載しておりますが、横浜市では眺望景観の対象として赤れんが倉庫や大さん橋へ停泊中の大型船といったもの計7カ所を対象に実施されております。これら視対象・視点場を選定するにあたっては、審議会等の意見聴取や現地調査に加え、シミュレーションの調査というものを行って選定されているということです。また、眺望景観を保全整備するための規制誘導の基準につきましては、建築物・工作物の形態意匠、高さ、色彩、屋外広告物の表示のほか、見通し景観軸というものを設定されてその中での建築を禁止するといった基準を設けられております。これら、規制誘導の内容につきましては、景観計画、条例規則、その他ガイドライン、指針、指導

要綱、色々なことを活用して担保されているということでした。

次に、夜間景観の形成についてでございます。東京都政令指定都市では8都市、政令指定都市以外では5都市で取り組みを実施されているということです。他都市における取り組み例としましては、今回神戸市の事例を掲載させていただいておりますが、神戸市では夜間景観形成実施計画重点地区7地区というものを、夜間景観の対象地区とされております。対象地区の選定にあたっては、審議会の有識者の意見聴取や現地調査により選定されております。また、規制誘導の内容としましては、こちらについても建築物・工作物の形態意匠や、広告物の表示について光の質の向上、引き算のデザイン、環境への配慮といった空間づくりの観点から照度であったり色温度、動き、魅力的な演出といった基準を設けられております。また、こちらについても規制誘導の内容についてはガイドライン、指針、指導要綱により担保されているということでした。

続きまして、デジタルサイネージの規制誘導でございます。こちらについては、東京都及び政令指定都市では8都市、政令指定都市以外では7都市で実施されております。他都市における取り組み例として、川崎市の事例を少し掲載させていただいておりますが、他都市においてデジタルサイネージの規制を実施していると回答されている場合の多くは、発光を伴うものは動光等の変化をしないものとしたり、壁面広告物は光源が点滅しないものに限るといったような、重点地区内での禁止規定を設けられている地区というのが非常に多いのですが、川崎市では映像表示などの新しいメディアを活用する場合は建築壁面とのバランスに入るものとし、にぎわいの演出を行うというような良いものについては認めたいこうといったような基準を設けられているようです。内容としましては、大きさであったり設置位置と言ったような基準を設けられております。この内容につきましては、景観計画や条例規則により担保されております。

最後に、景観重要建造物の指定についてでございます。

こちらについては、東京都政令指定都市では13都市、政令指定都市以外では6都市で、もう既に実施があるということでした。他都市における取り組みとしては、今回名古屋の例を記載しておりますが、名古屋市では現在5つの景観重要建造物が指定されておまして、指定にあたっては有識者の意見聴取により査定されているということでした。また、インセンティブ制度を設けているかどうかということに関しますと、補助金制度を設けられているということで、建造物については耐震診断や耐震補強工事、また保存活用を図るための設計や外観の保存工事というのが補助の対象となっております。ま

た、景観重要樹木については、樹木の保存のために必要な維持、管理に関する費用といったものが対象にされているということでした。今後、景観形成推進方策検討部に置いて、本市における眺望景観や夜間景観について検討を行っていくこととなりますが、規制誘導の対象となるエリアの考え方というものを今後整理していき、また他都市で展開されている制度等も参考にしながら、今後のあり方の検討につなげてまいりたいと思います。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございます。今後の予定ということでご説明いただいておりますが、ご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。検討の内容というよりも枠組みとか進め方はこれで良いのかということでご意見あればと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○長町委員

夜間景観に関してですが、本年の7月だと思いますが長崎市が景観形成方針、相当重たい良いものを選定して公開されていると思いますので、調査の対象にそれも入れていただければと思います。非常に中身の濃いものが出ています。それと、夜間景観に関していえば、行政自身が夜間景観の形成をやっているというしっかり指標値をしているところの数よりも、行政の指導というか共同で民間ベースのエリアごとのガイドラインを発刊している対象者が民間という状態で地区協議会だったりTMOだったり色々なのですが、それが大分あると思います。日本中に。それも調査の対象に入れていただくのが良いのではと思います。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。他都市の事例を調べたうえで本市は横並びでいいのか、他都市より違うアイデアで大阪らしい方向に行くのかなどの議論を一方でやらなければならないと思います。あとは海外の事例は山のようにありますので、日本の他都市ではまだできていないが海外ではできていて、大阪市が日本で初めてというようなこともあると思います。どういうスタンスで他都市事例を見ていくのかというのが非常に重要であると私は思います。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、10月1日以降にそれぞれ部会での議論を始めていただくということになるかと思いますが、本日のご意見も踏まえまして審議を進めていただければと思います。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。進行は事務局のほうにお返しいたします。

○事務局（松崎）

委員長、ありがとうございました。

今後の予定ですが、デザイン部会につきましては10月30日に、景観形成推進方策検討部会につきましては11月16日に第1回の開催を予定しておりますので、部会の委員の皆様よろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして、第53回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

---

大阪市都市景観委員会委員

---

大阪市都市景観委員会委員

---